

菰野町国土強靱化地域計画

令和2年3月

菰野町

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 菰野町の概要	2
2 基本的な方針	4
第2章 強靱化推進目標	5
1 想定するリスク	5
2 基本目標	5
3 事前に備えるべき目標	5
4 起きてはならない最悪の事態の設定	5
第3章 脆弱性評価	7
1 基本的な考え方	7
2 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ	7
3 現行施策の分析、評価及び脆弱性の洗い出し	7
第4章 施策の重点化	13
第5章 計画の推進	14

はじめに

平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

国土強靱化は、これまで災害の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった、いわば「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が発生しようとも、可能な限り最悪の事態に陥ることを避けられるよう、強靱な行政機能、地域社会及び地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

本町におきましては、これまで菰野町地域防災計画を策定し、主に風水害並びに地震災害に対する具体的な方針を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保してきました。一方で、近年、大型化する台風や、過去に経験したことのないような豪雨によって多くの自治体が被害を受けていること、また、南海トラフ地震の発生も危惧されていることから、この度、発災前から災害に備えることに重点をおいた国土強靱化地域計画を策定することといたしました。

今後は本計画を基本とし、国土強靱化に関する施策を推進し、災害に強い地域づくりを計画的に推進していきます。

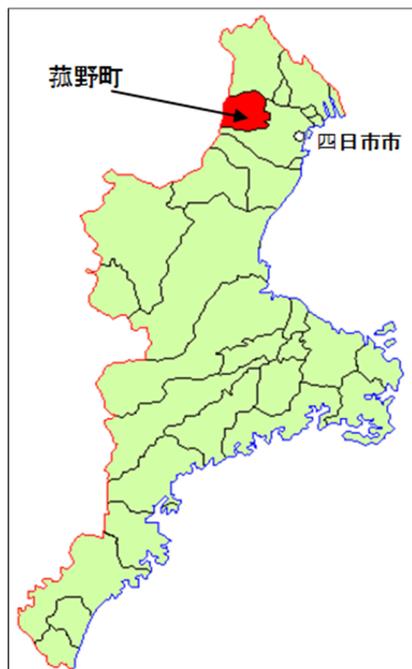
第1章 基本的な考え方

1 菰野町の概要

(1) 概況

本町は、三重県の北西部に位置し、西は滋賀県、北はいなべ市、東と南は四日市市に接しています。また、名古屋市中心街へは約40kmの位置にあります。

自然的、地理的条件として、面積は107.28km²で、地形は、西から「山地—台地・平地」となっており、西側の山地は標高1,000m以上の山々が連なり、急斜面が形成されています。台地・平地については、朝明川、海蔵川、三滝川が作った河成低地が鈴鹿山麓に広がっています。



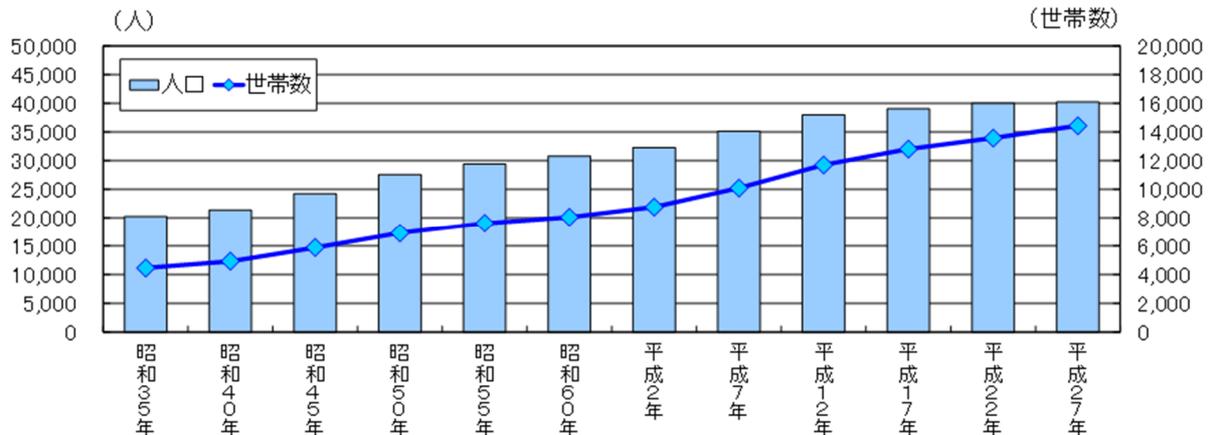
(2) 災害の歴史

本町は、過去に風水害や雪害による被害を受けており、その主なものは以下のとおりです。

年	過去の主な災害
令和元年	集中豪雨
平成29年	強い冬型の気圧配置による豪雪
平成22年	集中豪雨
平成20年	集中豪雨
平成10年	台風第7号
平成7年	強い冬型の気圧配置による豪雪（クリスマス寒波）

(3) 人口動向

人口・世帯数は、平成 27 年 10 月現在で、人口 40,210 人・世帯数 14,423 世帯です。



資料：国勢調査

(4) 産業

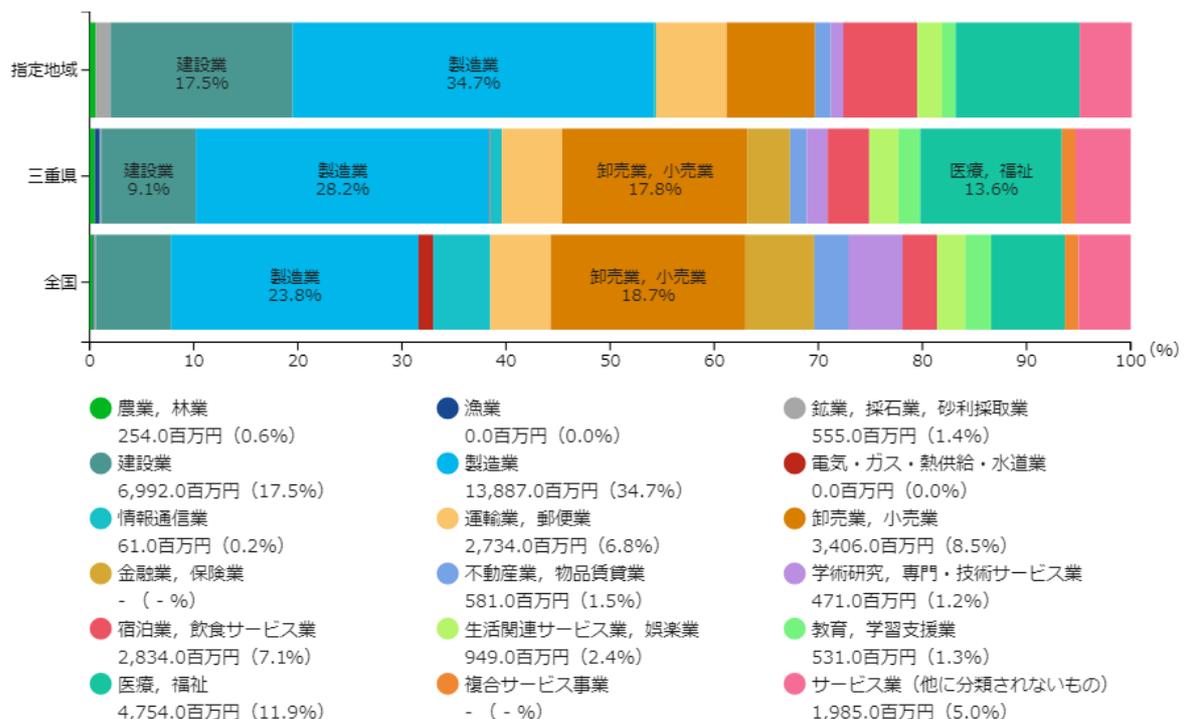
本町の産業の中で、付加価値額（企業単位）が最も高いのは製造業で 13,887 百万円（平成 28 年）となっています。

農業については、就業人口、農家総数、農業産出額、耕地面積のいずれも減少傾向にあります。

商業については、商品販売額は平成 16 年以降再び上昇傾向に転じていますが、店舗数・従業者数は減少傾向にあります。

付加価値額(企業単位) 2016年

指定地域：三重県菟野町

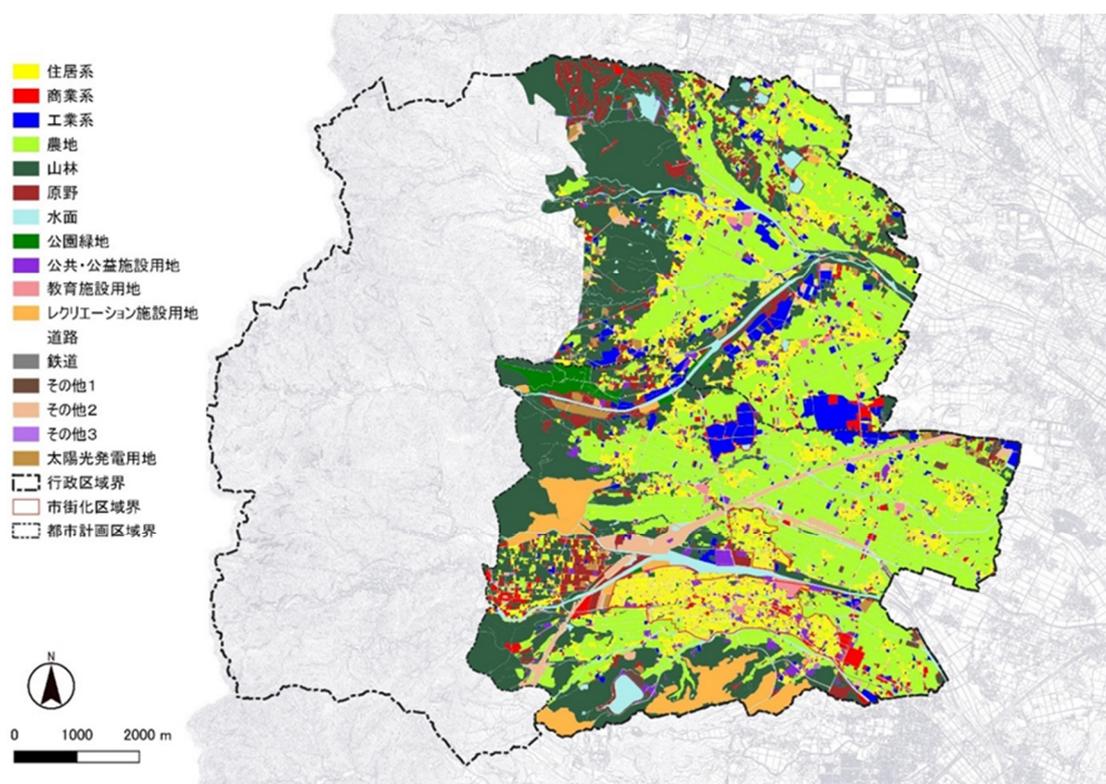


資料：地域経済分析システム (RE S A S)

(5) 都市計画・土地利用

本町は、四日市都市計画区域に属しており、面積 251.89 km² のうち 36.87 km² が本町の都市計画区域になります。これは、町域の約 34%にあたります。また、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の線引きにより 3.679 km² が市街化区域に区分されています。

行政区域面積		
107.28 km ²		
都市計画区域		都市計画区域外
36.87 km ²		70.41 km ²
市街化区域	市街化調整区域	
3.679 km ²	33.191 km ²	



資料：平成 30 年度都市計画基礎調査

2 基本的な方針

本計画の理念に基づき、事前防災、減災及び罹災後における迅速かつ確実な復旧復興を目指し、本町全域にわたる強靱化を推進します。

(1) 国土強靱化への取組

短期的ではなく、長期的な視点で計画的に取り組みます。

(2) 適切な施策の推進

災害リスクから、町民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害を最小限に抑えるため、ハード面及びソフト面の充実等、適切な施策を推進します。

既存の社会資本の有効活用や効率的な施設管理、また、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、総合的な費用を削減しつつ、効果的な施策を推進します。

第2章 強靱化推進目標

1 想定するリスク

本町の地域性を考慮し、想定する災害リスクは「風水害」「地震」とします。

2 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 町の重要な機能が致命的な被害を受けず機能維持できること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速確実な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能及びネットワークは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速に再建できる条件を整備する。

4 起きてはならない最悪の事態の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	不特定多数が集まる施設の倒壊及び交通施設の損壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	建物の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	がけ崩れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による大幅な行政機能低下
4	必要不可欠な情報通信機能及びネットワークは確保する	4-1	インターネットの不通及びテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速に再建できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第3章 脆弱性評価

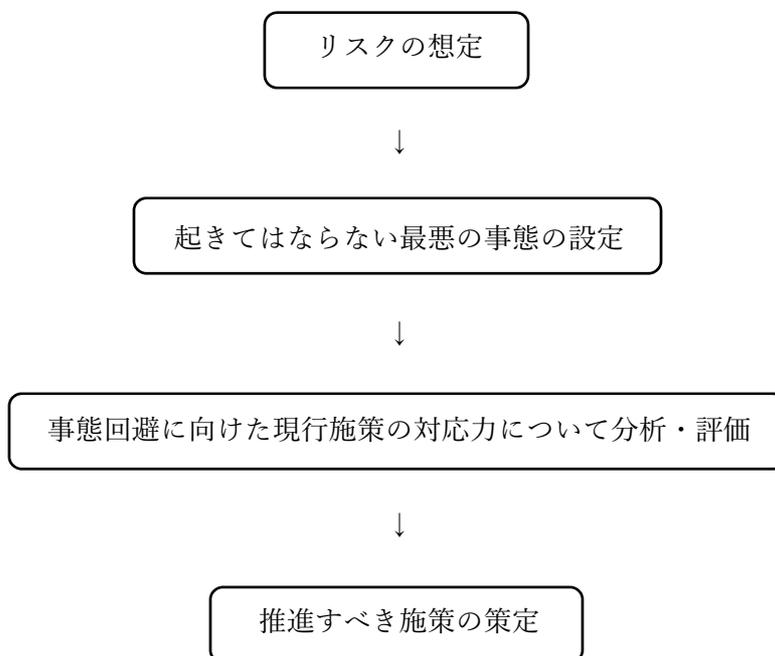
1 基本的な考え方

現在実施している施策の中から「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策特定し、その抽出した施策の現状を把握するとともに、進捗状況を管理し、効率的な施策の実現を目指します。

2 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

想定したリスクに対する脆弱性を評価することは、当町の国土強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス（基本法第9条5項）です。

脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に、以下の枠組みにより実施します。



3 現行施策の分析、評価及び脆弱性の洗い出し

第2章で設定した21の起きてはならない最悪の事態ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出し、その実効性を分析、評価するとともに、課題を検討することで脆弱性を洗い出します。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 不特定多数が集まる施設の倒壊及び交通施設の損壊等による多数の死傷者の発生

- ・災害対策本部となる役場庁舎や災害対策本部の代替施設となる保健福祉センターけやき、その他公共施設の耐震化率は100%である。
- ・収容避難所（指定避難所）の耐震化率は100%である。また、非構造部材の耐震化率も100%である。

<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用するホテル、旅館、病院、大型物販店舗等の大規模建築物について、県と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模地震時に、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める必要がある。 ・町管理橋梁は 399 橋あり、菰野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防的修繕及び計画的架け替えを実施していく。
<p>1-2 建物の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年以前に建築された耐震性の低い住宅の無料耐震診断事業及び耐震補強工事、除却工事等への補助金事業を行っているが、推定約 2,000 棟が現在も耐震性が低いままとなっているため、さらなる耐震化率の向上が必要である。 ・菰野町空家等対策計画に基づく空家の適正管理又は除却の推進が必要である。 ・各区の自主防災力の向上のため、住民を対象とした訓練の充実や防災資機材購入のための補助金制度の充実を図る必要がある。 ・消防団への教育訓練をさらに充実させ、消火及び救助技術の向上を図る必要がある。
<p>1-3 突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水及び浸水リスクを明示した菰野町防災マップに基づき、リスクに応じた適切な避難行動が行えるよう住民に普及する必要がある。 ・雨量や河川の水位状況を迅速、的確に把握し、必要に応じてその危険性を住民に周知するとともに、適切に避難情報等を発令できる体制の構築が必要である。
<p>1-4 がけ崩れによる多数の死傷者の発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域等を明示した菰野町防災マップに基づき、住民に周知するとともに、リスクに応じた適切な避難行動が行えるよう住民に普及する必要がある。 ・雨量や土壌雨量指数を迅速、的確に把握し、必要に応じてその危険性を住民に周知するとともに、適切に避難情報等を発令できる体制の構築が必要である。
<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県や国と連携しつつ、町がすべき食料等の備蓄を促進するとともに、住民に個人備蓄の呼びかけを行う必要がある。 ・水道施設の管路、施設等の耐震化を図る必要がある。また、応急給水の手法や必要な資機材についてさらなる充実を図る必要がある。 ・長期間の停電に備えて、自家発電機及び最低 72 時間以上稼働できる量の燃料を確保する必要がある。 ・平常時からの備蓄が難しいものについては、民間企業等と災害協定を締結し、受援体制をさらに強化する必要がある。 ・食料、物資等の輸送のための災害に強いネットワーク道路体制を、隣接市町等と連携しながら構築する必要がある。

<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や国と連携しつつ、町がすべき食料等の備蓄を促進するとともに、住民に個人備蓄の呼びかけを行う必要がある。 ・ 菰野地区、朝上地区、千種地区の山間部は、特に道路の崩落等による孤立の可能性が高いことから、無線機、衛星携帯電話等の多様な通信手段を引き続き確保する必要がある。また、崩落等そのものを防ぐ対策やアクセス道路の多重化、臨時ヘリポートの整備等孤立しないための対策も必要である。 ・ 孤立が発生した場合にでも、早急に道路復旧するための体制の確立が必要である。
<p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に的確に対応し得る人材育成のため、消防団員、地区防災リーダー、自警団等に対する教育訓練の充実を図る必要がある。 ・ 自衛隊、警察、消防等の各救助機関を受け入れるための受援体制の整備が必要である。
<p>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の医療確保のため、関係機関等との情報の共有化を図るとともに、平時から大規模災害を想定した災害対応訓練を近隣市町や周辺医療機関等との連携により実施する必要がある。 ・ 医療施設の医薬品等の備蓄、自家発電機等の整備を促進する必要がある。 ・ 大規模災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→搬送へと繋がる体制について、関係機関等と協力の上、構築する必要がある。 ・ 介護サービスと支援体制の充実を図る必要がある。 ・ 在宅医療、介護を支える関係機関、多職種の関係づくりが必要である。
<p>2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要がある。 ・ 避難場所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェックや手洗い、うがい、マスクの着用の推奨など、避難場所での感染に対する対応の体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める必要がある。 ・ 避難所におけるマンホールトイレや簡易トイレ等の使用方法を確立し、排泄物を適切に処理する必要がある。 ・ 町内温泉施設との災害協定の締結により、入浴手段を確保する必要がある。・被災者のメンタルヘルスケア対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った健康支援活動を速やかに展開する体制整備を図る。 ・ 遺体安置のために必要な資機材の整備を行うとともに、警察、医療機関、葬儀業者と平時から情報共有し、連携体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による大幅な行政機能低下
<ul style="list-style-type: none"> ・ 菰野町業務継続計画に基づき、業務継続に必要な施設機能を強化する必要がある。 ・ 職員への防災教育を行い、職員の自宅の耐震化、家具の固定等により直接的な被害を防ぐとともに、食糧や防災資機材等の個人備蓄を促進し、職員個人の防災力の向上を更に図る必要がある。 ・ 災害対策本部となる役場庁舎や災害対策本部の代替施設となる保健福祉センターけやき、その他公共施設の耐震化率は100%である。【再掲】
4 必要不可欠な情報通信機能及びネットワークは確保する
4-1 インターネットの不通及びテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信ネットワークの多重化を図るとともに、通信事業者との災害協定により、移動基地局等を確保できる体制を構築する必要がある。 ・ 通信網の断線や電源の喪失時にも菰野町防災ラジオを活用して情報を発信できるよう、役場庁舎に設置している菰野町防災ラジオ放送設備を適切に維持管理する必要がある。
5 経済活動を機能不全に陥らせない
5-1 食料等の安定供給の停滞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や国と連携しつつ、町がすべき食料等の備蓄を促進するとともに、住民に個人備蓄の呼びかけを更に行う必要がある。 ・ 食料、物資等の輸送のための災害に強いネットワーク道路体制を、隣接市町等と連携しながら構築する必要がある。 ・ 食料等の供給について、災害協定を締結している他自治体や民間事業者と連携し、緊急時の食料等の供給体制を強化する必要がある。
6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1 上水道の長期間にわたる供給停止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の管路、施設等の耐震化及び停電対策を進める必要がある。 ・ 各区において浄水装置を確保できるよう防災資機材購入のための補助金制度の充実を図る必要がある。 ・ 公共施設に受水槽を整備する必要がある。 ・ 住民に、水道が停止した場合の対応策を普及するとともに、個人備蓄の呼びかけを更に行う必要がある。
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の管路、施設等の耐震化及び停電対策を進める必要がある。 ・ 下水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化等を行う必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援、救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等の整備に努める必要がある。 ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることが想定されることから、国、県、町が連携し、検討を進める必要がある。 ・町内公共交通機関と連携し、災害時の対応について平時から情報共有を行う必要がある。
7 制御不能な二次災害を発生させない
7-1 市街地での大規模火災の発生
<ul style="list-style-type: none"> ・各区の自主防災力の向上のため、住民を対象とした訓練の充実や防災資機材購入のための補助金制度の充実を図る必要がある。 ・消防団への加入をさらに促進するとともに、教育訓練をより充実させ、消火及び救助技術の向上を図る必要がある。 ・市街地で大規模火災となるおそれのある地域をあらかじめ把握するとともに、警防計画に基づき、地域住民と共に対策を検討する必要がある。
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
<ul style="list-style-type: none"> ・避難路における建物やブロック塀などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅・建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。 ・建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要がある。 ・住民に対し、屋外における建物倒壊の危険性を周知する必要がある。 ・管理不全空き家は地震による倒壊等により避難路の閉塞やなど二次災害につながる恐れがあるため、平時から空き家対策を行う必要がある。
7-3 農地、森林等の荒廃による被害の拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・農地、森林等の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生を用いるなど、自然と共生した多用な森林づくりを進める必要がある。 ・適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、地域との連携を図りつつ、森林の持つ土砂災害防止、洪水緩和などの機能が発揮されるための整備を進める必要がある。
8 社会・経済が迅速に再建できる条件を整備する
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物や発生土砂のストックヤードについては町有地などを中心に、予め選定、確保しておく必要がある。 ・大規模地震発生による災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理体制の構築をする必要がある。 ・ごみ焼却施設については、施設の経過年数に伴う長寿命化対策を施すとともに、自家発電設備の設置等による災害対応強化推進が必要である。

<p>8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の策定を促進し、区の自主防災力向上を図るとともに、各種防災訓練や講習会を区と協働で実施する必要がある。 ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り、災害に強い地域づくりを行う必要がある。 ・防犯ネットワークを構築し、情報共有や情報提供を行っていく必要がある。
<p>8-3 公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な基幹インフラの復旧体制を確立する必要がある。 ・町内公共交通機関と連携し、災害時の対応について平時から情報共有を行う必要がある。

第4章 施策の重点化

効率的且つ効果的に国土強靱化を推進するためには、影響の大きさ、緊急性という観点から「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に重点化すべき事態を想定し、それを回避するための各施策について、進捗状況等をより詳細に管理し、優先的に推進するよう努めていきます。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	不特定多数が集まる施設の倒壊及び交通施設の損壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	建物の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	がけ崩れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による大幅な行政機能低下
4	必要不可欠な情報通信機能及びネットワークは確保する	4-1	インターネットの不通及びテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態

第5章 計画の推進

「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針は次のとおりとします。

1	直接死を最大限防ぐ
1-1	不特定多数が集まる施設の倒壊及び交通施設の損壊等による多数の死傷者の発生
	○菰野町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適切な維持管理等 ○菰野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の適切な維持管理等
1-2	建物の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生
	○木造住宅の耐震化又は除却 ○菰野町空家等対策計画に基づく空家の適正管理又は除却 ○区、消防団等の防災力の強化
1-3	突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生
	○防災マップの作成及び周知 ○河川監視カメラの設置
1-4	がけ崩れによる多数の死傷者の発生
	○防災マップの作成及び周知【再掲】
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止
	○非常食等の備蓄確保並びに家庭備蓄及び企業備蓄の促進 ○隣接市町と連携した災害に強い道路ネットワークの形成
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	○非常食等の備蓄確保並びに家庭備蓄及び企業備蓄の促進【再掲】 ○孤立のおそれのある地域への臨時ヘリポートの整備又はアクセス道路の多重化
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	○区、消防団等の防災力の強化【再掲】 ○自衛隊、警察、消防等の各救助機関の受援体制整備
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	○災害時の医療体制及び搬送体制の整備 ○医療施設の医薬品の備蓄及び自家発電機等の整備促進
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	○避難所施設の環境整備及び必要物資の備蓄 ○災害関連死防止体制の整備
3	必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による大幅な行政機能低下
○業務継続計画の策定と業務継続に必要な施設機能の強化 ○職員への防災教育の強化
4 必要不可欠な情報通信機能及びネットワークは確保する
4-1 インターネットの不通及びテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態
○防災ラジオ放送設備の適切な維持管理
5 経済活動を機能不全に陥らせない
5-1 食料等の安定供給の停滞
○非常食等の備蓄確保並びに家庭備蓄及び企業備蓄の促進【再掲】 ○隣接市町と連携した災害に強い道路ネットワークの形成【再掲】
6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1 上水道の長期間にわたる供給停止
○上水道施設の耐震化及び自家発電機の整備
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
○下水道施設の耐震化及び自家発電機の整備
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
○隣接市町と連携した災害に強い道路ネットワークの形成【再掲】
7 制御不能な二次災害を発生させない
7-1 市街地での大規模火災の発生
○区、消防団等の防災力の強化【再掲】
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
○木造住宅の耐震化又は除却【再掲】 ○孤野町空家等対策計画に基づく空家の適正管理又は除却【再掲】
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
○優良農地の確保や、地域の共同による農地・農業用水利施設の保全活動等の促進 ○森林整備の推進
8 社会・経済が迅速に再建できる条件を整備する
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
○災害廃棄物処理体制の構築
8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○地区防災計画策定の促進
8-3 公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○隣接市町と連携した災害に強い道路ネットワークの形成【再掲】 ○公共交通機関との連携強化